

諮問事項に係る新旧対照表

1. トルク

現行

特定標準器 (法第134条第1項)	特定副標準器 (法第134条第2項)	校正等の実施(法第135条第1項)	
		校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
トルク標準機群であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの		経済産業大臣 (ただし、法第168条の2の規定により国立研究開発法人産業技術総合研究所)	参照用トルクメータであって、校正範囲が <u>5 N・m 以上 20 kN・m 以下</u> のもの及び参照用トルクレンチであって、校正範囲が <u>5 N・m 以上 1kN・m 以下</u> のもの

改正

特定標準器 (法第134条第1項)	特定副標準器 (法第134条第2項)	校正等の実施(法第135条第1項)	
		校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
トルク標準機群であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの		経済産業大臣 (ただし、法第168条の2の規定により国立研究開発法人産業技術総合研究所)	参照用トルクメータであって、校正範囲が <u>0.1 N・m 以上 20 kN・m 以下</u> のもの及び参照用トルクレンチであって、校正範囲が <u>0.1 N・m 以上 5 kN・m 以下</u> のもの

_____ : 諮問事項

2. 流速(気体大流速)

特定標準器 (法第134条第1項)	特定副標準器 (法第134条第2項)	校正等の実施(法第135条第1項)	
		校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
気体流速校正設備であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの		経済産業大臣 (ただし、 <u>法第168条の2の規定により国立研究開発法人産業技術総合研究所</u>)	<u>ピトー静圧管</u> であって、校正範囲が <u>40 m/s 以上 90 m/s 以下</u> のもの

_____ : 諮問事項

3. 電界の強さ

特定標準器 (法第134条第1項)	特定副標準器 (法第134条第2項)	校正等の実施(法第135条第1項)	
		校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
標準アンテナ群であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの		<u>経済産業大臣</u> (ただし、 <u>法第168条の2の規定により国立研究開発法人産業技術総合研究所</u>)	<u>電界プローブであって、電磁波の周波数が20 MHz以上2 GHz以下の場合において、電界の強さが10 V/mのもの</u>

_____ : 諮問事項

4. 空気カーマ率

特定標準器 (法第134条第1項)	特定副標準器 (法第134条第2項)	校正等の実施(法第135条第1項)	
		校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
グラフィート壁空洞電離箱式照射線量計設定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの		<u>経済産業大臣</u> (ただし、 <u>法第168条の2の規定により国立研究開発法人産業技術総合研究所</u>)	<u>カーマ率校正用の井戸型電離箱式線量計であって、線源の核種がイリジウム192の場合において、校正範囲が空気カーマ率について5 mGy/h以上70 mGy/h以下のもの</u>

_____ : 諮問事項

5. 標準物質 (pH標準液以外の標準液)

新規

特定標準物質を製造するための器具、機械若しくは装置 (法第134条第1項)	特定標準物質 (法第135条第1項)	校正等の実施(法第135条第1項)	
		校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う標準物質
標準液を製造するための標準液製造用精密天びん及び分析計測装置(以下、「有機標準液製造装置」という。)であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管するもの	<u>全有機体炭素標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置を用いて製造されたもの</u>	<u>一般財団法人化学物質評価研究機構</u>	<u>全有機体炭素標準液であって、濃度が1 g/Lのもの</u>

_____ : 諮問事項